

令和 8 年（2026 年） 8 月 4 日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 17 条の規定による諮問について（答申）

令和 8 年 5 月 11 日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 姫路市長が行った令和 8 年 2 月 26 日付け行政文書非公開決定（姫路市指令市総第 7－7 号）についての審査請求
- 2 姫路市長が行った令和 8 年 2 月 27 日付け行政文書非公開決定（姫路市指令行管第 1 号）についての審査請求

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

姫路市長（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和8年2月13日、審査請求人は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、「〇年〇月〇日付で市民参画部（市政情報センター）名により当方へ送付された回答文書に関する一切の内部処理記録」及び「〇年〇月〇日付で当方が提出した文書（市民局長宛を含む）に関し、市政情報センターにおいて受信・受付・回付・保管等を行ったことが分かる一切の記録」（以下これらを「本件請求文書1」という。）の公開請求（以下「本件公開請求1」という。）を行った。
- 2 令和8年2月13日、審査請求人は、条例第6条第1項に基づき、「〇年〇月〇日付で行政管理課名により当方へ回答された内容に関する内部処理記録一式」及び「〇年〇月〇日付で当方が総務局長宛に提出した文書について、行政管理課における関与の有無及び取扱状況が確認できる一切の記録」（以下これらを「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求2」といい、本件公開請求1と併せて「本件公開請求」という。）を行った。
- 3 令和8年2月26日、処分庁は、本件公開請求1に対して、本件請求文書1の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるため、条例第9条に基づき、本件請求文書1の存否を明らかにしないで本件公開請求1を拒否する非公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 令和8年2月27日、処分庁は、本件公開請求2に対して、本件請求文書2の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるため、条例第9条に基づき、本件請求文書2の存否を明らかにしないで本件公開請求2を拒否する非公開決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 5 令和8年3月7日、審査請求人は、本件処分1に対する審査請求及び本件処分2に対する審査請求（以下これらを「本件審査請求」という。）を行った。なお、本件審査請求は、同一の審査請求人からであって、審査請求の趣旨及び理由が同一であるため、同年3月31日、諮問庁は、本件審査請求に係る審理手続を併合し、その旨を審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、条例の趣旨に沿った再決定を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件公開請求は、審査請求人自身が提出した文書及びそれに対する行政内部の処理経過に関する記録の有無を確認する趣旨で行ったものである。
- (2) 本件処分は、条例第9条（存否応答拒否）を適用し、行政文書の存否を明らかにしないものであるが、当該文書の提出及びそれに対する行政の対応の事実自体は、既に当事者間において明らかである。また、当該文書については、審査請求人から〇〇にも同報共有（原文ママ）及び照会が行われており、その存在自体が複数の行政機関において認識され得る状況にある。このような状況に照らすと、対象文書が存在するかどうかを答えることが、直ちに条例第7条第1号に規定する非公開情報の公開に当たると評価できるかについては、慎重な検討が必要である。
- (3) 仮に文書中に個人に関する情報が含まれる場合であっても、条例は原則公開を基本とし、必要最小限の非公開及び部分公開を予定している。本件において、部分公開の可能性を含めた検討がどのように行われたかが通知書からは明らかでないことから、条例第7条第1号及び第9条の解釈適用について、改めて適正な再検討を求める。

3 弁明に対する反論

- (1) 弁明書は、条例第9条の適用要件について、本件公開請求の具体的事実関係に即して検討しておらず、法解釈及び事実認定において重大な誤りがある。本件処分は、処分庁に認められた裁量権の範囲を逸脱・濫用する不当なものであり、速やかに取り消されるべきである。
- (2) 条例第9条の適用には、①存否を答えること自体が条例第7条の非公開情報の開示となること、②部分公開や非公開決定では保護が図れないこと、の二要件を満たす必要があるが、本件はいずれも充足しない。

本件の核心は、「審査請求人本人が作成・提出した文書について、本人に対しその存否を秘匿する法的利益が存在するか」という点にある。審査請求人は当該文書の内容及び提出事実を完全に把握しており、存否を答えることが「本人の権利利益を害する」ことは論理的にあり得ない。したがって、条例第9条の適用前提である「保護すべき利益」は客観的に存在せず、同条の適用は不可能である。

当該文書の存在及び到達は、複数の行政機関において客観的に認識されており、「存否を答えると個人情報露呈する」とする処分庁の主張は、事実関係を無視した不合理なものである。

弁明書には、条例第7条第1号に基づく「部分公開」の可能性についての検討が一切示されていない。条例は「必要最小限の非公開」を原則とし、部分公開を予定して

いるにもかかわらず、処分庁は検討すら行っていない。既に本人が把握し、行政機関間で共有されている情報は、公開によって侵害されるべき具体的利益は存在しない。これらの事実を検討せず、一律に存否を拒否した判断過程には重大な瑕疵がある。

- (3) 審査請求人は、令和〇年〇月以降、上位監視機関である〇〇に対し、「住民提出文書の受領・記録の取扱い」に関する一般的見解を照会したが、同委員会では設定された回答期限を徒過し、一切の回答を行わなかった。基本的行政事務に関する照会に対し、監視機関すら回答を回避する現状は、行政内部における適正な事務処理指針や内部統制が機能していないことを示す有力な状況証拠である。このようなガバナンス不全の中でなされた本件処分は、客観的合理性を欠く恣意的な判断である可能性が高い。
- (4) 本件請求文書は審査請求人本人が提出したものであり、かつ複数の行政機関において存在が確認されている既知の事実である。条例第9条の適用要件である「個人情報保護の必要性」は全く充足せず、存否応答拒否は明白に違法である。よって、本件処分は速やかに取り消されるべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

- 1 本件公開請求1に対し、本件請求文書1の公開若しくは非公開又は不存在を答えることによって、非公開情報として条例第7条第1号に規定される個人に関する情報である本件情報1（特定の個人に対して特定年月日付けで市民参画部（市政情報センター）から回答文書が送付された事実の有無及び特定の個人が特定年月日付けで市民局長宛てを含む文書を提出したという事実の有無に関する情報をいう。以下同じ。）を公開することとなるため、条例第9条に基づき、その存否を答えないという本件処分1は妥当である。
- 2 本件公開請求2に対し、本件請求文書2の公開若しくは非公開又は不存在を答えることによって、非公開情報として条例第7条第1号に規定される個人に関する情報である本件情報2（特定の個人に対して特定年月日付けで行政管理課から回答された事実の有無及び特定の個人が特定年月日付けで総務局長宛てに文書を提出したという事実の有無に関する情報をいう。以下同じ。）を公開することとなるため、条例第9条に基づき、その存否を答えないという本件処分2は妥当である。
- 3 情報公開制度は、公開請求者に対し、公開請求の理由や目的等の個別的事情を問わず、公開請求者の属性や個別的事情は、当該行政文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。したがって、公開請求者が誰であるかによって、公開・非公開との決定に差異を設けることはできないのであり、その公開請求に係る行政文書が審査請求人の個人に関する情報を記録したものである場合であっても、他の公開請求者と異なる決定を行うことはできない。

したがって、審査請求人の属性や公開請求の目的、個別的事情は、本件処分に影響を

与えるものではない。

- 4 本件処分は本件請求文書に非公開情報が含まれることをもって非公開としたものではなく、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになる本件情報（本件情報1及び本件情報2をいう。以下同じ。）が非公開情報であるためである。したがって、本件請求文書の存在を前提とする部分公開の検討は、本件請求文書の存否そのものを答えられないとする本件処分においては問題とならない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び条例第9条該当性である。

2 条例の規定について

- (1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めている。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除くことを規定している。

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報は非公開とすることを定めたものであるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。そのため、個別事案に応じて本人にとっていかなる場合がプライバシーとして保護の対象とするかを判断するのではなく、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非公開としている。その一方、個人の権利利益を侵害せず非公開にする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優先するため公開すべきものをただし書により例外的に非公開情報から除いている。

「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、身体的特徴、健康状態、経歴、所得、財産など個人に関する一切の情報をいう。

- (2) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定し、公開請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、その存否を答えることによって、条例第7条各号（非公開情報）の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合には、例外的に当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができるとされている。

本条が適用されるためには、①特定の者又は特定の事項、分野を限定して公開請求があった場合に、公開決定、部分公開決定又は非公開決定（当該行政文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること及び②当該明らかになる情報が条例第7条各号のいずれかに該当することの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

3 本件処分について

- (1) 本件公開請求1は、公開請求書の記載から、特定の個人を名指しし、該当する特定の個人に対して特定年月日付けで市民参画部（市政情報センター）から回答文書が送付され、又は特定の個人が特定年月日付けで市民局長宛てを含む文書を提出した場合に、処分庁が取得若しくは作成した文書を請求するものであり、その存否を答えることは、当該事実の有無を明らかにすることとなる。また、本件公開請求2は、公開請求書の記載から、特定の個人を名指しし、該当する特定の個人に対して特定年月日付けで行政管理課から回答され、又は特定の個人が特定年月日付けで総務局長宛てに文書を提出した場合に、処分庁が取得若しくは作成した文書を請求するものであり、その存否を答えることは、当該事実の有無を明らかにすることとなる。

すなわち、本件請求文書の公開（部分公開を含む。）若しくは非公開又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者や限定された特定の事項に関する一定の事実の有無に関する情報が明らかになることから、上記2(2)①の要件に該当するものと解される。

- (2) 上記(1)で明らかになる情報すなわち本件情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第1号本文前段に該当する。

次に、条例第7条第1号ただし書該当性について検討すると、本件情報は、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報とはいえ、法令の規定や慣行により、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書ウに該当する事情も認められない。また、本件情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも公開することが必要であるとは考えられないことから、同号ただし書イに該当する事情

も認められない。

以上により、本件情報は、条例第7条第1号に該当することから、上記2(2)②の要件に該当するものと解される。

- (3) 上記(1)及び(2)により、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した本件処分は妥当であるとする。

4 審査請求人の主張について

- (1) 情報公開制度は、いずれの公開請求者に対しても、請求の目的を問わずに公開請求を認めていることから、公開、非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されない。このことは、「個人に関する情報」については、条例第7条第1号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非公開とするのみで、本人からの公開請求のあった場合については特段の規定を設けていないことから明らかである。

公開請求者が誰であるかを考慮することになれば、公開請求者の本人確認を厳格に行った上で公開することが必要となるが、条例においては、そのような規定は存在しない。これは、条例の非公開情報の規定や手続に関する規定が、不特定多数の者に公開されることを前提として設定されているものであり、公開請求者の属性や個別的事情を考慮しないこととしているためである。

審査請求人は、本件公開請求の趣旨や審査請求人自身が本件請求文書に係る当事者であることを主張している。本件請求文書は審査請求人自身が提出したものであり、かつ複数の行政機関において存在が確認されている既知の事実であるとするが、上記のとおり、これら審査請求人の属性や個別的事情は、本件審査請求の争点に対する判断を左右するものではない。

- (2) 審査請求人は、部分公開の可能性についての検討が行われていないと主張するが、本件請求文書の存在を前提とした部分公開の検討は、本件請求文書の存否そのものを答えられないとする本件処分においては問題とならない。
- (3) 審査請求人は、行政内部統制の不全の中でなされた本件処分は、客観的合理性を欠く恣意的な判断である可能性が高いと主張するが、審査請求人と〇〇との間の事情は、条例解釈及び本件処分の違法性、不当性の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和8年5月11日	—	諮問書提出
令和8年5月28日	令和8年度第3回審査会	諮問説明、審議
令和8年7月30日	令和8年度第6回審査会	審議
令和8年8月4日	—	答申